

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和3年12月24日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
(株)武井造園	武井 基次	三島市松本396-1	(般-28) 第19290号	平成29年2月12日
(株)房伸	藁谷 房穂	沼津市東椎路673 藤和シティコープ 沼津Ⅱ1001	(般-28) 第38870号	平成29年3月31日